

令和 7 年

西条市議会第 2 回 3 月定例会提出議案書

(その 4)

西 条 市

目 次

議案第 4 6 号 教育委員会委員の任命について	1
------------------------------------	---

議案第 4 6 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

1 住所

西条市円海寺

2 氏名

一 色 一 成

提案理由

委員 一色 一成氏の任期が令和7年3月26日をもって満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに教育委員会委員を任命しようとするものである。

関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（任命）

第4条 （略）

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。

5 （略）

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。